

暮らしの安心安全

第3号



ご用心!

かわらばん

《訪問購入》に注意!



あなたの大事な貴金属が狙われています!



“訪問買取”や“押し買い”とも呼ばれる、悪質業者による消費者被害が報告されています。

事例

▶電話で衣類など<何でも不用品を買い取る>と言うので、家に来てもらったら…



▶突然訪問してきた業者に”終活“にもなるし、不用品を買い取ると言われ着物を見せていたら”**貴金属は無いか**“と言われ…



- ・強引に大事な指輪を買い取られた
- ・貴金属はないと言ったら、大声で怒鳴られ怖い思いをした
- ・クーリング・オフの説明もないし、契約書の内容もずさん
- ・指輪を返してほしいが「転売した」「紛失した」と応じてくれない
- ・業者と連絡が取れない

《やっぱり きっぱり断れば良かった…》



ご相談は・・・

●厚木市と清川村にお住まいの方は
厚木市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

相談時間 9：30～16：00

所在地 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所4階

相談専用電話 ☎ 046-294-5800



厚木市マスコットキャラクター

あゆむ回ちゃん



《くらしの安心安全 豆知識》

《消費生活アドバイス》

購入業者は「使わないけど捨てられない／まだ使えるしもったいない」と思う消費者心理に付け込んで＜終活＞や＜衣類・着物・人形・骨董品・カメラ・時計…＞などの言葉を巧みに使い、訪問購入を働きかけてきます！

① とつぜん訪問してきた購入業者には 対応しない！

- ・突然訪問し勧誘することは禁止されています
- ・家には入れないで、電話勧誘も、はっきり断りましょう

② 事前にも買取りを承諾した物品以外は 売らない！

- ・売却する場合は、物品の種類・特徴や購入価格、クーリング・オフ等が記載された書面の交付を求めましょう
- ・他に何か？と言われても断りましょう

③ 売る気のない貴金属などを 見せない！ 触らせない！

- ・売却しても良いと思っても＜安く買ったたかれる＞トラブルが発生しています
- ・売却は、家族や友人などにも相談し、信頼できる業者を選びましょう

④ 契約しても、物品の引き渡しは 慎重に！ ゆっくりと！

- ・消費者はクーリング・オフ期間中（書面交付から8日間以内）は、物品の引き渡しを拒むことができます
- ・購入業者から渡された書面は、しっかり確認しましょう



困ったときは《消費生活センター》へ相談しましょう！

《訪問購入のトラブル》

《相談事例》

全国で次のようなトラブルが報告されています ※＜国民生活センター＞まとめ引用

- 【事例1】クーリング・オフの説明がなく、契約書の記載内容も不明確
- 【事例2】形見のネックレスを返して欲しいが、転売したと言われた
- 【事例3】ダイヤの指輪を返して欲しいが、紛失したと言われた
- 【事例4】売却を迷っていたら業者が千円おいて勝手に持ち去った
- 【事例5】貴金属はないと言ったら大声で怒鳴られ怖い思いをした
- 【事例6】クーリング・オフしたいが購入業者と連絡が取れない

発行 厚木市 編集 厚木市消費生活懇話会 平成29年12月

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階

TEL (046) 225-2155 (事務局) FAX (046) 294-5801 メールアドレス 2850@city.atsugi.kanagawa.jp